

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

住民基本台帳ファイルの移転先21以降

移転先21	保健衛生部 保健計画課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	母子保健法による養育医療の給付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時
移転先22	福祉保健部 保健衛生担当保健計画課、向島保健センター、本所保健センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療)の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時

移転先23	保健衛生部 保健計画課、子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () [] 他
時期・頻度	随時
移転先24	保健衛生部 保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () [] 他
時期・頻度	随時

移転先25	子ども・子育て支援部 地域子育て課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	学童クラブの利用の決定及び減額又は免除の決定（徴収を含む）に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先26	子ども・子育て支援部 子ども施設課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	認証保育所保育料負担軽減助成事務、助成申請者の状況把握
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先27	子ども・子育て支援部 子ども施設課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	私立幼稚園及び類似施設等に在籍する園児等の保護者に対する補助金支給事務、補助金申請者の状況把握
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ c) 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時
移転先28	都市計画部 住宅課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務(別表第一第19項)
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ c) 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時

[illegible]

移転先31	都市計画部 住宅課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区シルバーピア条例によるシルバーピア(シルバーハイム八広)の管理に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時
移転先32	福祉部 障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	1 重度身体障害者(児)に対する住宅設備改善費助成金の交付に関する事務 2 重症心身障害児(者)介護者支援事業の利用者負担額の決定に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時

移転先33	福祉部 障害者福祉課、保健衛生部 保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	1 障害者移動支援の支給の決定に関する事務 2 障害者日中一時支援事業の利用の決定に関する事務 3 障害者日常生活用具の給付の決定に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先34	福祉部 生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	1 外国人に対する生活保護法の準用による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 2 墨田区女性福祉資金貸付条例による資金の貸付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先35	福祉部 生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先36	福祉部 生活福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[c] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先37	都市計画部 密集市街地整備推進課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	コミュニティ住宅の管理に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ c) 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時
移転先38	福祉部 介護保険課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ c) 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	随時

移転先39	区民部 国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	国民年金法による年金の給付若しくは一時金の支給、裁定請求又は加入に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先40	福祉部 障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	身体障害者手帳の交付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先41	福祉部 障害者福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)第4条の受給資格の認定に関する事務 心身障害者福祉手当の受給資格の認定に関する事務 心身障害者自動車運転教習費補助金の交付に関する事務 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成の決定に関する事務 身体障害者用自動車改造費助成金の交付に関する事務 重度心身障害者(児)紙おむつ等の支給の決定に関する事務 心身障害者理美容サービス事業に係る理美容券の交付に関する事務 ねたきり重度心身障害者(児)寝具洗たく乾燥助成事業に係る助成の決定に関する事務 心身障害者福祉電話事業に係る福祉電話の貸与又は電話料金の助成の決定に関する事務 重度心身障害者(児)巡回入浴サービスの利用の決定に関する事務 重度心身障害者火災安全システム及び緊急通報システムの利用の決定に関する事務 重度身体障害者等民間緊急通報システムの利用の決定に関する事務 特別永住者障害特別給付金の支給の決定に関する事務 中等度難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先42	区民部 国保年金課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
移転先における用途	国民年金法による年金の給付請求に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先43	保健衛生部 保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先44	保健衛生部 保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先45	保健衛生部 保健予防課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	結核患者の医療費の助成に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先46	子ども・子育て支援部 子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ [C] 庁内連携システム ☐ [] 電子メール ☐ [] フラッシュメモリ ☐ [] その他 () ☐ [] 専用線 ☐ [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ [] 紙
時期・頻度	随時
移転先47	子ども・子育て支援部 子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ [C] 庁内連携システム ☐ [] 電子メール ☐ [] フラッシュメモリ ☐ [] その他 () ☐ [] 専用線 ☐ [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ [] 紙
時期・頻度	随時

移転先48	子ども・子育て支援部 子育て支援課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先49	子ども・子育て支援部 子ども施設課、子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先50	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区児童養育家庭ホームヘルプサービス事業要綱によるホームヘルパーの派遣に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先51	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区緊急一時保育実施要綱による緊急一時保育の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時

移転先52	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区子育てひろば条例による保育室の利用に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ [C] 庁内連携システム ☐ [] 電子メール ☐ [] フラッシュメモリ ☐ [] その他 () ☐ [] 専用線 ☐ [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ [] 紙
時期・頻度	随時
移転先53	子ども・子育て支援部 子育て支援総合センター
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	墨田区子どもショートステイ事業実施要綱による子どもショートステイ事業の利用に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	☐ [C] 庁内連携システム ☐ [] 電子メール ☐ [] フラッシュメモリ ☐ [] その他 () ☐ [] 専用線 ☐ [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ [] 紙
時期・頻度	随時

移転先54	保健衛生部 保健計画課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時
移転先55	子ども・子育て支援部 子育て支援課、福祉部 地域福祉課
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する条例
移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
移転方法	[C] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	随時